

高校生等医療費助成制度（マル青）が始まります

高校生等に係る医療費を助成します(令和5年4月～)

- ◆ 高等学校の就学期（15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日）にある方の医療費が対象です。高校在学中か否かを問いません。
- ◆ 高校生等を養育する方が申請者（対象者）となります。※所得制限あり
- ◆ 高校生等が誰からも監護されていない場合、例外的に、高校生等本人が対象者となる場合があります(子育て支援課に事前にご相談ください)。
- ◆ 医療証の発行には申請が必要です。（ただし、有効期限が令和5年3月31日の義務教育就学児医療費助成(マル子)の医療証をお持ちの方は申請不要)

※高校生等が以下の状況にある時は、対象になりません。

- ① 国民健康保険や健康保険など各種医療保険に加入していない場合
- ② 生活保護等、他の公的医療保障を受けている場合
- ③ 児童福祉施設等に措置により入所している場合

<窓口負担について>

通院	通院1回につき最大200円負担。 調剤と訪問看護は、窓口負担はありません。
入院	食事療養標準負担額のみ負担。

(青) 医療証		通院負担有(200円)
負担者番号	8 9 1 3	
受給者番号		
高校生等	氏名	
	生年月日	年 月 日生
保護者	住所	〒
	氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
上記の者は、東京都〇〇区(市町村)高校生等医療費の助成に関する条例により医療費の一部を〇〇区(市町村)が助成するものであることを証明する。		
東京都〇〇区(市町村)長 〇 〇 〇 〇		
交付年月日	年 月 日	

- 高校生等が医療機関を受診する際、保険証とともにマル青の医療証を提示してください。
- 医療証は毎年10月1日に更新となります。
- 差額ベッド代、健康診断、予防注射など医療保険の対象にならないものは助成の対象にはなりません。
- 学校管理下の傷病で、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく災害共済給付制度の対象になる場合は、マル青の対象になりません（医療証は使えません）。

制度等に関するお問合せは下記まで

小金井市子ども家庭部子育て支援課手当助成係（電話042-387-9839）